

**池田町地域産業等支援施設「わくらボ」
長期使用者募集要項**

平成 31 年 4 月 1 日
令和 4 年 1 月 31 日改訂

1. 施設の概要

名 称 池田町地域産業等支援施設「わくらボ」
所在地 福井県今立郡池田町野尻 11 番 3 号
延床面積 597,876 m²（軽量鉄骨造 2 階建、築 53 年）

2. 長期使用者を募集する貸室・月額使用料

1 階

ホール (178.87 m ²)	…	63,000 円/月	
101 号室 (47 m ²)	…	17,000 円/月	
102A 号室 (23.5 m ²)	…	8,500 円/月	} まとめて 1 室として 借りることもできます。
102B 号室 (23.5 m ²)	…	8,500 円/月	

2 階

201 号室 (47 m ²)	…	17,000 円/月
202 号室 (47 m ²)	…	17,000 円/月

3. 施設使用の期間

使用期間は 1～10 年間です。期間終了後の再申請も可能です。

4. 使用料以外の費用

- 敷金（1 室につき 10 万円）
- 貸室内で個別に使用する電話、インターネット、電気、水道及びガスの料金

※電気・水道料金については、役場が、施設全体分を一括で業者に支払った後、各使用者に使用量分を請求することとしています。現在、それぞれの料金設定は以下のとおりです。

電気	…	北陸電力「従量電灯 B」プランの基本料金以外と同額
水道	…	施設全体料金を使用量案分した額

- 貸室の改装並びに設備及び備品の設置（撤去）に要する費用

- 使用者の責に帰すべき事由によって生じた施設の修繕等に要する費用

5. 使用者の要件

- 起業等により地域における新たな事業等を創出すると町長が認める個人、法人又は団体であること
- 地域産業及びコミュニティ活動の振興に寄与することが期待できると町長が認めた事業等を行う個人、法人又は団体であること
- 1週のうち3日以上施設を使用することが期待できること
- 施設の使用終了後も町内において引き続き事業等を行う意思を有すること

等

6. 施設使用における順守事項

- 賃貸借期間中は必ず火災保険に加入すること
- 町内会（野尻区）の規約を順守し、地域行事に積極的に参加すること
- 年度ごとに、事業計画書および事業報告書を管理者に提出すること
- 設置条例、同条例施行規則及び施設使用細則等を順守し、管理者の指示に従うこと
- 使用開始と同時に、施設運営協議会に加入し、他使用者と施設の共同管理（清掃等）を行うこと

等

7. 施設使用における禁止事項

- 使用者又はその関係者が、反社会的勢力と何らかの関係を持つこと
- 施設の使用料金、電気水道使用料金又は納付すべき税金を滞納すること
- 30日以上連続して貸室を使用しないこと
- 貸室を転貸し、又は使用の権利を譲渡すること
- 貸室を申請した用途以外の用途に使用すること
- 池田町長の書面による承認を得ることなく、貸室の増築、改築、改造若しくは模様替え又は施設の敷地内における工作物の設置を行うこと

等

8. 申請方法

施設の使用を希望する方は、以下のとおり必要書類を持参又は郵送して下さい。

必要書類

- 履歴書（個人・団体）又は経歴書（法人）
- 次に掲げることについて説明する事業等計画書
 - ①起業等により地域における新たな事業等の創出を行うこと
 - ②地域産業及びコミュニティ活動の振興に寄与することが期待できる事業等を行うこと
 - ③1週のうち3日以上支援施設を使用することが期待できること
 - ④支援施設の使用終了後も町内において引き続き事業等を行う意思を有すること
 - ⑤事業等の収支計画
- 住民票の写し（個人・団体）又は登記事項証明書の写し（法人）
- 定款又はこれに準じるもの（法人）
- 直近の決算関係書類（法人）
- 事業税、道府県民税及び市町村民税の納税証明書
- その他 池田町が提出を求めるもの

提出先

〒910-2512

福井県今立郡池田町稲荷 35-4

池田町役場 農村政策課

電話：0778-44-8210

FAX：0778-44-6296

受付時間

平日の午前8時30分から午後5時まで

9. 審査

申請者が必要書類を提出した後、池田町が審査を行い、長期使用者として決定するか否かを通知します。

10. お問い合わせ

〒910-2512

福井県今立郡池田町稲荷 35-4

池田町役場 農村政策課

電話：0778-44-8210

FAX：0778-44-6296